

○ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年 9 月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 運営 1～3 （略） 4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。 （1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。） ア （略） （削る。） イ 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付け	第3 運営 1～3 （略） 4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。 （1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。） ア （略） イ <u>次に掲げる人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。）が借り入れる場合</u> <u>（ア）実質化された人・農地プラン（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。）</u> <u>（イ）人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について（平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン</u> ウ 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付け

られた者（認定農業者（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）が借り入れる場合

（2）（略）

5～10 （略）

（別紙）

－要領例－

られた者（認定農業者（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）が借り入れる場合

（2）（略）

5～10 （略）

（別紙）

－要領例－

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

(1) ～ (5) (略)

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあつては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

(ア) (略)

(削る。)

(イ) 設置要綱第3の4の(1)のイに規定する場合

イ (略)

(7) ～ (10) (略)

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

(1) ～ (5) (略)

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあつては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

(ア) (略)

(イ) 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の(1)のイに規定する場合

(ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

イ (略)

(7) ～ (10) (略)

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。